

企画競争実施の公示

令和8年6月5日

近畿地方整備局長

齋藤 博之

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 R 8 河川協力団体等活動連携支援業務

(2) 業務内容 ○河川協力団体の活動補助

- ①若年層の新規担い手などの人材確保
- ②地域企業の河川清掃や環境保全活動等の活性化
- ③官民学の参画組織間の勉強会等による教育、知識向上
- ④河川活動に関する人材育成

①～③について、計6団体の補助、④について座学と現場実習を各1回開催することを想定している。

○意見交換会の開催

- ・河川協力団体と近畿地方整備局職員との意見交換会の企画・調整を行う。
- ・意見交換はワークショップ形式を想定している。
- ・開催時期は2月頃を想定している。

○多自然川づくり近畿地方ブロック会議の開催

- ・河川事業に携わる関係者を対象とした、「多自然川づくり近畿地方ブロック会議」の企画・調整を行う。
- ・開催時期は10月頃を想定している。
- ・会場は大阪市内を想定している。

(3) 履行期限 令和9年3月10日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 技術者等に関する要件

下記に示される同種又は類似業務等について、平成28年度以降に完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：河川分野における市民団体またはNPO法人の活動支援に関する業務

類似業務：河川分野における地域連携に関する業務

(5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務等について、平成28年度以降に完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：河川分野における市民団体またはNPO法人の活動支援に関する業務

類似業務：河川分野における地域連携に関する業務

(6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

(7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

近畿地方整備局総務部 契約課 購買第一係

電話06-6942-1141 E-mail kk-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和8年6月5日から令和8年6月15日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、10時00分から16時00分まで（ただし、最終日は12時00分まで）

場所：3.(1)に同じ。

方法：原則として電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「R8河川協力団体等活動連携支援業務」を記載すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和8年6月15日12時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：原則として電子メールにより企画提案書を添付し提出すること。なお、押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

また、電子メールの件名に「R8河川協力団体等活動連携支援業務」を記載

し、着信を確認すること。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局長
齋藤 博之 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kkk-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp>までメールで送付してください。

件 名： R 8 河川協力団体等活動連携支援業務

会 社 名： _____

担当者氏名： _____

電 話 番 号： _____

メールアドレス： _____

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 令和 年 月 日